

●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年9月12日

| | |
|---------|---------|
| 香川県監査委員 | 平 木 享 |
| 同 | 水 本 勝 規 |
| 同 | 鍋 嶋 明 人 |
| 同 | 野 田 峻 司 |

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|---------------|------------|
| 県立ミュージアム | 平成20年4月24日 |
| （瀬戸内海歴史民俗資料館） | 〃 |
| （文化会館） | 〃 |
| 東京事務所 | 平成20年6月2日 |
| 統計調査課 | 平成20年6月12日 |
| 文化振興課 | 〃 |
| 水資源対策課 | 平成20年6月13日 |
| 交通政策課 | 〃 |
| 情報政策課 | 〃 |
| 自治振興課 | 平成20年6月26日 |
| 選挙管理委員会事務局 | 〃 |
| 政策課（予算調整室） | 平成20年8月4日 |
| 小豆総合事務所 | 平成20年8月22日 |
| 出納局 | 平成20年8月27日 |
| 東山魁夷せとうち美術館 | 平成20年9月1日 |
| 美術工芸研究所 | 〃 |
| 漆芸研究所 | 〃 |

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入調定について

行政財産等の使用許可について、収入調定が遅れたため、所定の期間内に収入できていなかった。（小豆総合事務所）

イ 交付金の精算について

市町交付金（概算払）の精算について、収支命令者の確認行為ができていなかった。（統計調査課）

ウ 借入品出納保管簿等について

公用車のリースバックに伴う借入品出納保管簿への登記ができていなかった。また、重要物品の登記に誤りがあった。（小豆総合事務所）

エ 機器の賃借について

契約書の仕様書で機器の保守サービスが定められているが、定期点検の作業報告書が提出されていなかった。（情報政策課）

(3) 検討指示事項

未利用地について

未利用地については、平成17年度から検討指示しているところであるが、未だに顕著な成果が見出せない状況にあり、本県の厳しい財政事情に鑑み、その処分を推進することは喫緊の課題である。

については、県土地開発公社等の所有しているものを含め、その活用の検討を行うとともに、利用計画が見込めないものは、年次計画を立て、今後の地価動向などを見極めながら、適正価格による処分についてスピード感をもって推進し、県財政の財源確保に資するよう努められたい。（政策課）